

# 令和5年2月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合



# 令和5年2月議会定例会提出議案

議案番号	議 件 名
1	新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
5	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
6	新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
7	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
8	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について
9	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
10	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
11	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算



## 議案第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

### 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示決定等の期限)

第2条 法第83条第1項の規定の適用については、同項中「開示請求があった日から30日以内」とあるのは、「開示請求があった日の翌日から起算して15日以内」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第3条 法第84条第1項の規定の適用については、同項中「開示請求があった日から60日以内」とあるのは、「開示請求があった翌日から起算して45日以内」とする。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）第19条第2項の例により負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、新潟県後期高齢者医療広域連合の機関（議会を除く。以下「広域連合の機関」という。）は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、保有特定個人情報の写し等の交付に要する費用を免除することができる。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第5条 広域連合の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号）第1条に規定する新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正、又は廃止をしようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、広域連合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第6条 広域連合長は、毎年度、法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第9号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条第3項又は第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第11条第1項の委託を受けた事務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第25条第1項、第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、新潟県後期高齢者医療広域連合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 この条例の施行前にした違反行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 議案第 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 1 9 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号オを同号キとし、同号イからエまでを同号エからカまでとし、同号ア中「又は試験に係る」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ

第 7 条第 6 号を同条第 5 号とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



### 議案第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「個人情報保護条例」）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報保護法施行条例（令和5年条例第 号。以下「法施行条例」）」に改める。

第2条第1号中「情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関」を「広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会」に改め、同条第2号中「情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する行政文書」を「実施期間の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

第2条第2号に次のように加える。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 実施機関が定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2条第3号中「個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的

に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）」に改める。

第3条第1項第2号中「個人情報保護条例第33条」を「法第105条及び新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号）第45条」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 議案第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 議案第6号

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 議案第7号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第 8 号

新潟県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定について

新潟県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画を次のように改定する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

表紙中、第 3 次広域計画の次に「(令和 5 年 4 月一部改定版)」を加え、「令和 4 年度」を「令和 5 年度」に、「2022 年度」を「2023 年度」に改める。

目次を次のように改める。

1 広域計画の趣旨	1
2 これまでの作成経過と今回改定の趣旨	2
3 第 3 次広域計画の項目	3
4 第 3 次広域計画の基本方針	4
5 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	5
6 第 3 次広域計画の期間及び改定に関する事	7

資料編

資料 1 後期高齢者医療制度	9
資料 2 被保険者の状況	11
資料 3 後期高齢者医療給付費の状況	13
資料 4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割	15
資料 5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約	16

1 広域計画の趣旨を次のように改める。

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する広域計画は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年新潟県市町村第 1401 号）第 5 条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

1 広域計画の趣旨の次に次のように加え、2 第 3 次広域計画の項目から 5 第 3 次広域計画の期間及び改定に関する事までを 1 項ずつ繰り下げる。

2 これまでの作成経過と今回改定の趣旨

広域連合におきましては、平成 19 年 11 月に第 1 次広域計画を作成、その後、平成 25 年 3 月に第 2 次広域計画、平成 20 年 3 月には第 3 次広域計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の取組を推進するため、令和 2 年 4 月の開始に合わせ、保健事業に関する事項について一部改定を行いました。

現在の広域計画の期間が令和4年度で満了となる中、新型コロナウイルスの感染拡大や、世代間の負担の適正化を図るため一定以上の所得がある方を対象とした窓口負担割合2割の導入（令和4年10月から）、また、マイナンバーの医療保険分野における活用など、後期高齢者医療を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。

こうした状況に対応するためには、国・県等の各種計画や諸施策との調和を図りながら事業を推進するとともに、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し安定的な事業運営を行っていく必要があります。しかしながら、国の医療費適正化計画や県の地域保健医療計画などの次期計画の計画期間は令和6年度からとなっていることから、これら各種計画等との調和を図るため、この度、第3次広域計画の計画期間を1年延長し期間の整合を図ることとしました。

6 第3次広域計画の期間及び改定に関することを次のように改め、別紙を追加する。

第3次広域計画は、整合的な取組が必要な国の医療費適正化計画や県の地域保健医療計画、広域連合の保健事業実施計画の計画期間及び財政運営期間を勘案し、計画期間を1年延長し、平成30年度から令和5年度までとし、その後も各種計画等との整合を図りながら見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

裏表紙中「令和2年4月一部改定」の次に「令和5年4月一部改定」を加える。

議案第8号 別紙

区分	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
第3次広域計画	5か年計画					1年延長
国・医療費適正化計画	6か年計画					
県・地域保健医療計画	6か年計画					
広域連合・ 保健事業実施計画	6か年計画					
広域連合・ 財政運営期間	2か年	2か年	2か年			

<用語の説明>

- ・医療費適正化計画：高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、住民の健康増進や医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国及び都道府県が作成する計画
- ・地域保健医療計画：都道府県医療費適正化計画と、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画（国が定める医療提供体制の確保を図るための基本的な方針に即して、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための計画）とを一体として、新潟県が作成する計画
- ・保健事業実施計画：保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業をPDCAサイクルで実施するため、医療保険の保険者が医療費適正化計画等関連する計画との期間を勘案し策定する計画



議案第9号

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,922,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276,074,522千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市町村支出金		47,728,729	159,778	47,888,507
	1市町村負担金	47,728,729	159,778	47,888,507
2国庫支出金		89,642,335	639,115	90,281,450
	1国庫負担金	64,637,376	479,337	65,116,713
	2国庫補助金	25,004,959	159,778	25,164,737
3県支出金		22,278,648	159,778	22,438,426
	1県負担金	22,278,648	159,778	22,438,426
4支払基金交付金		104,364,657	766,948	105,131,605
	1支払基金交付金	104,364,657	766,948	105,131,605
7繰入金		2,604,184	196,735	2,800,919
	2基金繰入金	1,600,369	196,735	1,797,104
補正されなかった款項にかかる額		7,533,615		7,533,615
歳入合計		274,152,168	1,922,354	276,074,522

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2保険給付費		264,333,012	1,917,354	266,250,366
	1療養諸費	252,683,051	1,157,383	253,840,434
	2高額療養諸費	10,385,811	759,971	11,145,782
6諸支出金		5,972,026	5,000	5,977,026
	1償還金及び還付加算金	5,972,025	5,000	5,977,025
補正されなかった款項にかかる額		3,847,130		3,847,130
歳出合計		274,152,168	1,922,354	276,074,522



議案第10号

令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,581,351千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,580,311
	1 負担金	1,580,311
2 国庫支出金		710
	1 国庫補助金	710
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		329
	1 預金利子	3
	2 雑入	326
歳 入	合 計	1,581,351

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,287
	1 議会費	1,287
2 総務費		1,579,964
	1 総務管理費	1,579,537
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	359
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,581,351



## 議案第11号

### 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ279,549,718千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2款保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		49,580,008
	1 市 町 村 負 担 金	49,580,008
2 国 庫 支 出 金		93,948,569
	1 国 庫 負 担 金	67,698,264
	2 国 庫 補 助 金	26,250,305
3 県 支 出 金		23,378,906
	1 県 負 担 金	23,378,906
4 支 払 基 金 交 付 金		109,195,030
	1 支 払 基 金 交 付 金	109,195,030
5 特別高額医療費共同事業交 付金		104,892
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	104,892
6 財 産 収 入		72
	1 財 産 運 用 収 入	72
7 繰 入 金		3,025,271
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,476,797
	2 基 金 繰 入 金	1,548,474
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		316,968
	1 預 金 利 子	160
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	316,806
歳 入	合 計	279,549,718

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,634,087
	1 総務管理費	1,634,087
2 保険給付費		276,505,620
	1 療養諸費	262,071,264
	2 高額療養諸費	13,153,506
	3 その他医療給付費	1,280,850
3 県財政安定化基金拠出金		101,544
	1 県財政安定化基金拠出金	101,544
4 特別高額医療費共同事業拠出金		105,073
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	105,073
5 保健事業費		1,147,592
	1 健康保持増進事業費	1,147,592
6 諸支出金		35,302
	1 償還金及び還付加算金	35,301
	2 延滞金	1
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	279,549,718